

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷五十二第

行發日一月二十年二和昭

論叢

社會黨の農民獲得運動

法學博士 河田 嗣郎

租 稅 道 義

法學博士 神戶 正雄

徳川時代に於ける長崎の支那貿易

文學博士 矢野 仁一

スミス「富國民論」の基礎的考察

法學士 石川 興二

文化現象の凝集作用

法學士 恒藤 恭

說苑

我が國の地方費國庫補助制度

經濟學士 中川與之助

雜錄

大名領地について

經濟學博士 本庄榮治郎

獨逸の租稅收入

經濟學博士 沙見 三郎

聚落に關する三新著

經濟學士 黒 正 巖

法令

銀行法施行期日ノ件・銀行法ニ依ル地域指定ノ件・銀行法ニ依ル銀行ノ特例ニ關スル件・銀行法ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件・銀行法施行細則

附錄

本誌第二十五卷總目錄

獨逸の租稅收入

沙 見 三 郎

一

獨逸の財政は、一九二〇年の大改革の結果として、その前後に於て著しき對照を示してゐる。今般獨逸の大藏省が獨逸の諸統計機關を總動員して一九二五年の財政統計數字を調査し更に之を戰前一九一三年の數字と比較したのも、この財政の大改革の功過を研究せんとするに外ならないのである。恰も最近着の經濟雜誌に於て

1) Oberregierungsrat Dr. Lenz, Berlin; Die S
vor dem Krieg (Deutsche Wirtschafts-Zeitung)

Dr. Leuz がこの財政の大調査の齊した結果の一部を傳へてゐるから、以下その大要を紹介する。

今回の財政調査は、その規模に於てもその内容に於ても從來の各種の調査を凌駕し獨逸國內に於ては勿論他の諸國に於ても類例を見ない程である。普通に財政調査と云へば國の財政か州の財政か精々の所で大都市の財政を調査するに止まるのである。然るに今般の調査に於ては更に歩を進めて、現在の獨逸の地方團體合計六萬三千五百の全部を網羅し且つ各行政官廳をして自己の責任に於て收入支出の詳細を調査用紙に記入せしめたと云ふのだから、その大體の輪廓は想像するに難くないのである。この調査の結果を基礎として國と州と地方團體との間の Finanzausgleich の割合を決定し一九二九年四月一日から確定的のものとして實施するのであるから、獨逸の財政の將來については重要な調査なりと云はねばならぬ。將來の事もそうであるが目前の事實について見ても、獨逸の行政組

織即ち經費分配と職分の分配との關係を知る上に於ても、又國際比較財政統計特に國際比較負擔統計を研究する上に於ても、この調査は多大の實益を齎すものである。

本調査は財政統計の全範圍に及んでゐるが、取敢へず發表せられたのは收入の方面特に租稅收入の方面である。従つて只今迄の材料では獨逸が財政收入を如何なる方面に使用してゐるかの經費の問題については見當が立たないのである。又收入の方面でも租稅以外のもの例へば、公企業收入、手数料使用料收入とか公債收入とかの方面についても材料が缺けてゐる譯である。然し租稅收入の方面が明かとなつたと云ふ事は可なりの收獲なりと云はねばならぬ。蓋し租稅は量的に考へても質的に考へても現代獨逸にとつて公課の中の最も重要なものであり、又負擔の内容を最も普遍的に傳へるものなるが故である。

二

國、州、自治體、地方團體、地方團體組合全

體の租稅收入を合算すると、一九一三年に四十億マルクの金額を示してゐたが、一九二五年には百五億マルクに達してゐる。即ち租稅收入が戰前よりも六十五億マルクだけ増加したのである。故に人口一人當り租稅負擔額を算定すると、實に一九二三年に七〇・二麻なりしものが一九二五年には一六九・二麻に上り、約一四一%だけ増加した結果となるのである。

或は人口一人當り租稅負擔額なるものは決して精確なる材料にあらずと主張する人があるかも知れない。然し戰前の獨逸と現在の獨逸とは、その人口數に於て且つその領土の面積に於て非常な變化を遂げてゐるから、租稅負擔の比較に於て之を顧慮する事は當然の手續である。

一九二五年の國勢調査の結果は獨逸人口六千二百四十萬人となつてゐるが、一九一三年に於て一九二五年現在の領土上にありし人口を算定すると五千七百八十萬人となりし譯である。

人口一人當り租稅負擔の戰前戰後の數字を比較するに當り、物價騰貴に基く貨幣の購買力の

減少をも注意する必要がある。然し物價騰貴は租稅負擔額膨脹の一原因なるに止まり、その主原因は戰時中及び戰後に於ける臨時費の激増に之を求めねばならぬ。就中重要なものは、賠償金支拂なる對外的戰爭負擔と戰爭參加者、其家族及び遺族に對する支出なる對内的戰爭負擔とである。尙福利施設費、失業者救濟費の膨脹は戰前に於ては想像だにしなかつた事實であらう。

以上は經費の膨脹に基く租稅負擔の激増であるが、他面に於て公企業收入の激減せし事特に從來の好財源たりし鐵道收入が消滅せし事も考慮に入れる必要がある。此等の原因が相合して租稅負擔の過重を來たし、從來の租稅は極度迄之を誅求し盡くし更に不足額を新稅によつて補ふと云ふ結果となつたのである。

實際數字について見る。一九一三年に比し一九二五年の租稅の増加せし額は六十五億マルクに上つてゐる。その中四〇%即ち二十七億マルクは二大新稅たる家賃稅と取引稅とによつて補つてゐる。舊稅の齎す所を見れば、所得稅に於

て十億マルク内外の増加、煙草稅の五億六千四百萬マルク、土地建物稅四億四千五百萬マルク、營業稅の三億九千百萬マルクの増加があるに過ぎない、要するに、所有稅の中で最も多く膨脹したのは營業稅であつて約三倍、消費稅では煙草稅が首位を占め約十一倍と云ふ増加率である。

六十五億マルク増收の結果として總收入中で各租稅の占むる地位に變動を生じたのである。第一位を占むるものは依然として所得稅にして、收入額十四億マルクより二十五億マルクに増したるに拘らず、割合に於ては戦前の三分の一より一九二五年の四分の一に下つてゐる。土地建物稅は一九一三年には第二位なりしものが、一九二五年には其地位を新稅たる取引稅及び家賃稅に譲り第四位に落ちてゐる。第五位は煙草稅、其次は營業稅である。此等の六つの租稅即ち所得稅、取引稅、家賃稅、土地建物稅、煙草稅、營業稅を合すると、純租稅收入（關稅を除く）の七五%を占むる事となる。此等の租

稅に對照すると、財産稅、土地獲得稅、運送稅、運搬具稅、各種の消費稅支出稅は微々たるものである。

三

比較を便にする爲めに、此等の租稅を國がどるか州がどるか地方團體が收めるかと云ふ點には何等觸るる所なく論じたのである。然し一九二〇年及び其後の財政改革の重心と云ふのは、國、州、地方團體の何れの課稅主體が何れの稅源を捕へるかと云ふ點にも存してゐたのである。から、此方面を看過してはならないのである。國は一九一三年に十六億マルクの租稅收入を有し、その大部分は關稅及び消費稅（火酒稅、砂糖稅、煙草稅）にして租稅總收入の各々四〇%合計八〇%を占めたのである。直接稅の方面の財源は、臨時財産稅を一度課した事を除けば、専ら之を州及び地方團體に譲つてゐたのであつた。然るに一九二五年の國の租稅收入額四十三億マルクについて見るに、關稅消費稅の兩者を合するも僅にその半額に達せず、結局國は

新税たる取引税によつて租税収入の四分の一を得、更に財政改革により所得税財産税を其手に收め、以て直接税方面より収入を仰いでゐる譯である。

州の租税収入額は——ハンザ都市を除けば——一九一三年に於ては七億八千百萬マルクなりしが、一九二五年には二十四億マルクに上つてゐる。戦前に於ては所得税財産税の二税が首位に在り、一九一三年の如きこの二税のみにて租税収入額の四分の三を占めてゐた様である。

一九二五年に於ては州に残されてゐる所得税は單に四〇%に過ぎない事になつたが、他方に取引税家賃税より可なりの分前を受け更に從來地方團體に屬せし収益税(土地建物税及び營業税)を其手に收め、優に其欠陥を補ふ事が出来たのである。

地方團體を見る。一九一三年には十五億マルクと云ふ、國と同じ様な租税収入を有し、その収入の半額は所得税によつて之を支辨したのであつた。而して約四〇%は土地建物税及び營業

税なる収益税で補つたのである。一九二五年には地方團體の租税収入額が三十二億マルクに上り、其三分の一は所得税、次の三分の一は収益税、最後の三分の一は取引税及び家賃税に對する分前より支辨する事になつてゐる。

要するに、國は州及び地方團體が戦前に有せし所得税を其手に收めたのであるが、州及び地方團體は二種の新税を起す事によつて差引失ふ所がなかつたのである。州では所得税が依然第一位を占め、家賃税之に次ぎ、収益税が第三位に存してゐる。地方團體に於ては財政改革の結果所得税が減じ収益税が増してゐる。地方財政の立前も從來はその調節を専ら所得税にまかしてゐたが、現今では營業税による事となつたのである。國について見るに、取引税が第一位にして煙草税が之に續き更に關税と云ふ順序となつてゐる。第四位は火酒税第五位は所得税である。

以上獨逸の租税収入を戦前一九一三年と戦後

一九二五年との二期に分ち比較したのである。一九二六年に於ては一九二五年と多少相違があるが、然し大體に於ては一致してゐる。従つて一九二五年の財政の狀況は之を最近の狀況なりと云つても差支ないのである。

これは獨逸大藏省の試みてゐる戰前戰後の獨逸財政の大調査の一部分である。更に新しき調査が發表せられるに従ひ度々研究範圍が擴張せらるべく、將來の獨逸財政の進路に有力なる指針を與へる事となるのである。